

狛江市議会議員定数条例の一部を改正する条例

狛江市議会議員定数条例（平成14年条例第38号）の一部を次のように改正する。
第2条中「22人」を「21人」に改める。

付 則

この条例は，公布の日以降初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

対照表

改 正 案	現 行
(定数) 第2条 議会議員の定数は， <u>21人</u> とする。	(定数) 第2条 議会議員の定数は， <u>22人</u> とする。

平成28年12月19日 原案否決